

群馬県企業局住宅分譲地に係る社員紹介制度取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、群馬県企業局（以下「甲」という。）が造成した住宅地の分譲（以下「分譲地」という。）に関し、企業等（福利厚生事業を行う各種組合等を含む。以下「乙」という。）が社員を甲に紹介するにあたり、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 甲が造成した住宅地の分譲に関して、乙が社員を紹介することにより、分譲地の販売促進を図ることを目的とする。

(対象企業)

第3条 乙は、社員紹介企業登録届（様式1）により、甲が管理する社員紹介企業登録簿に登録（以下「登録」という。）した企業とする。ただし、乙が乙のグループ企業であると認める場合は、その企業も対象とする。

”

(企業の業務)

第4条 乙は、分譲地について社内報や広告資料の掲示、社員相談等などにより、広く社員に紹介するとともに、本制度を周知しなければならない。

2 乙は、登録を継続する場合、3年ごとに社員紹介企業登録届を甲に提出しなければならない。

3 登録を抹消する場合は、1か月前までに社員紹介企業登録抹消届（様式2）を甲へ申請しなければならない。

(社員の紹介方法)

第5条 乙は、分譲地の購入を希望する社員に対して社員紹介カード（様式3）を発行し、社員は、その社員紹介カードを買受申込時又はそれ以前に甲に提出しなければならない。

(社員への特典)

第6条 甲は、乙が紹介した社員と土地売買契約を締結し、土地代金の納入を受け、土地を引渡したときは、同社員に対して、10万円分の商品券を進呈する。

(乙への通知)

第7条 甲は、乙が紹介した社員との土地売買契約が成立し、土地代金の納入及び土地の引渡しがあった場合は、速やかに乙に対して社員紹介成立通知書（様式4）を送付する。

(他制度等との併用)

第8条 甲が行っている顧客紹介制度、個人紹介制度との併用はできないものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 板倉ニュータウン販売提携制度取扱要綱及びふれあいタウンちよだ販売提携制度取扱要綱は、令和6年6月30日をもって廃止する。
- 3 登録に必要な行為その他制度運用のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。”